



「笠間市道に設置する道路標識の寸法等に関する条例」
の制定に伴う基準（案）


参酌基準	笠間市の対応	制定（改正） 案の条文
道路標識、区画線及び道路標示に関する命令	笠間市道に設置する道路標識の寸法等に関する条例	
<p>（分類）</p> <p>第一条 道路標識は、本標識及び補助標識とする。</p> <p>2 本標識は、案内標識、警戒標識、規制標識及び指示標識とする。</p> <p>（略）</p> <p>（様式）</p> <p>第三条 道路標識の様式は、別表第二のとおりとする。</p> <p>（条例で寸法を定める道路標識）</p> <p>第三条の二 道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第四十五条第三項の内閣府令・国土交通省令で定める道路標識は、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）とする。</p> <p>（設置者の区分）</p> <p>第四条 道路標識のうち、次に掲げるものは、道路法による道路管理者（以下「道路管理者」という。）が設置するものとする。</p> <p>一 案内標識</p> <p>二 警戒標識</p> <p>三 規制標識のうち、「危険物積載車両通行</p>		

<p>止め」、「最大幅」、「重量制限」、「高さ制限」及び「自動車専用」を表示するもの</p> <p>(略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第45条第3項の規定により、市が管理する市道に設ける道路の案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条</p>
<p>別表第二</p> <p>備考</p> <p>一 本標識板（本標識の表示板をいう。）</p> <p>(略)</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「省令」という。）の例による。</p>	<p>第2条</p>
<p>(二) 寸法</p> <p>1 寸法が図示されているものについては、図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。以下この備考において同じ。）を基準とする。</p> <p>2 高速道路に設置する案内標識で地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の字数の多少により図示の横寸法を拡大し、又は縮小することができる。</p> <p>3 高速道路に設置する案内標識については、図示の3倍まで拡大することができる。</p> <p>4 高速道路に設置する警戒標識については、設計速度60キロメートル毎時以上の高速道路等に設置する場合には図示の寸法の2倍まで、設計速度が100キロメートル毎時以上の高速道路等に設置する場合には図示の寸法の2.5倍まで、</p>	<p>(案内標識及び警戒標識の寸法)</p> <p>国の基準のとおりとする。</p> <p>(ただし、高速道路については除く。)</p>	<p>第3条</p>

それぞれ拡大することができる。

5 高速道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。

6 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」、「国道番号(118-A)」、「都道府県番号(118の2-A)」、「総重量限度緩和指定道路(118の3-A・B)」、「高さ限度緩和指定道路(118の4-A・B)」及び「まわり道(120-A)」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては示の寸法(5に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

7 高速道路等以外の道路に設置する「登板車線」、「国道番号(118-B・C)」及び「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

8 高速道路等以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法(「道路の通称名(119-c)」を表示するものについては、縦寸法)を拡大することができる。

(略)

(五) 文字等の大きさ等

- 1 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。
- 2 高速道路以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点（114-B）」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登板車線」、「国道番号」、「都道府県番号」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の右欄に掲げる値（ローマ字にあつては、その2分の1の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度（単位キロメートル毎時）	文字の大きさ（単位センチメートル）
70以上	30
40, 50又は60	20
30以下	10

- 3 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、2の規定によるものとし、矢印中の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。

- 4 「著名地点（114-B）」を表示する案内標識の文字の大きさは10センチ

（案内標識及び警戒標識の文字等の大きさ）
国の基準のとおりとする。

（ただし、高速道路については除く。）

第4条

メートルを標準とする。

5 「市町村」、「都府県」並びに「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び車線」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それぞれ市町村章、都府県章及び公共施設等の形状等を表示する記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。

6 都市高速道路等に設置する「方面及び方向」を表示する案内標識に路線を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、経由路線を表す記号については日本字の大きさの1.6倍以下、方面としての路線を表す記号については日本字の大きさの0.9倍以下の大きさとする。

7 高速道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。

8 縁、縁線及び区画線の太さは、次の寸法を基準とする。

(1) 案内標識

縁は、高速道路等以外の道路に設置するもので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道(120-B)」を表示するものについては9ミリメートル、「国道番号(118-A)」、「都道府県道番号(118の3-A・B)」、「総重量限度緩和指定道路(118の3-A・B)」及び「高さ制限緩和指定道路(118の4-

<p>A・B)」を表示するものについては16ミリメートル、「登板車線」を表示するものについては10ミリメートル、「国道番号（118-B・C）」、「都道府県道番号（118の2-B・C）」及び「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区画線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。</p> <p>(2) 警戒標識</p> <p>縁及び縁線は、12ミリメートルとする。</p> <p>(略)</p> <p>二 補助標識板（補助標識の標示板をいう。）</p> <p>(略)</p> <p>(二) 寸法</p> <p>1 図示の寸法を基準とする。</p> <p>2 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。</p>	<p>(補助標識の寸法等)</p> <p>国の基準のとおりとする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>	<p>第5条</p>
--	--	------------